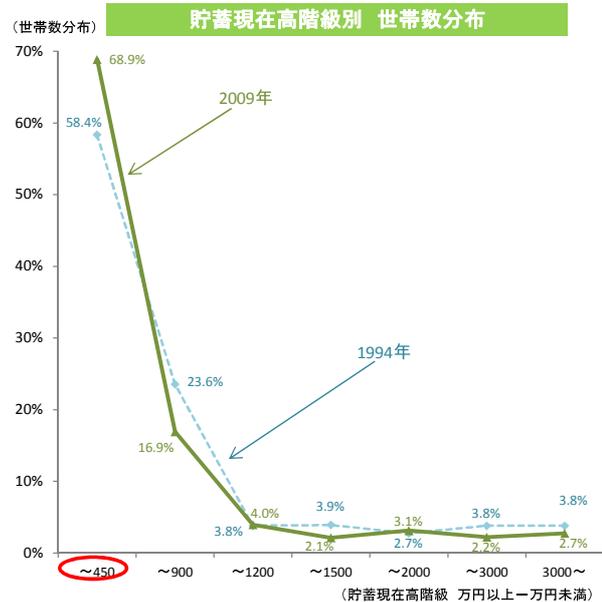
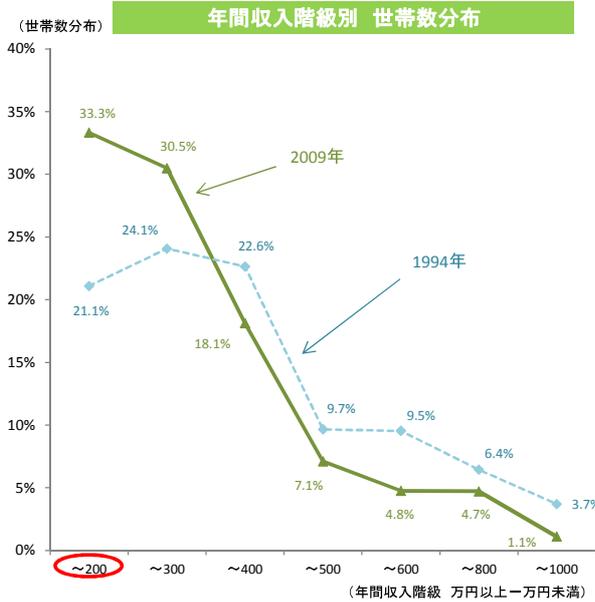


- 年間収入の最頻値は200～300万円から200万円未満に変化。300万円未満の割合が増加し、300万円以上の割合が減少。
- 貯蓄現在高の最頻値は450万円未満で変化ないが、その割合は増加。



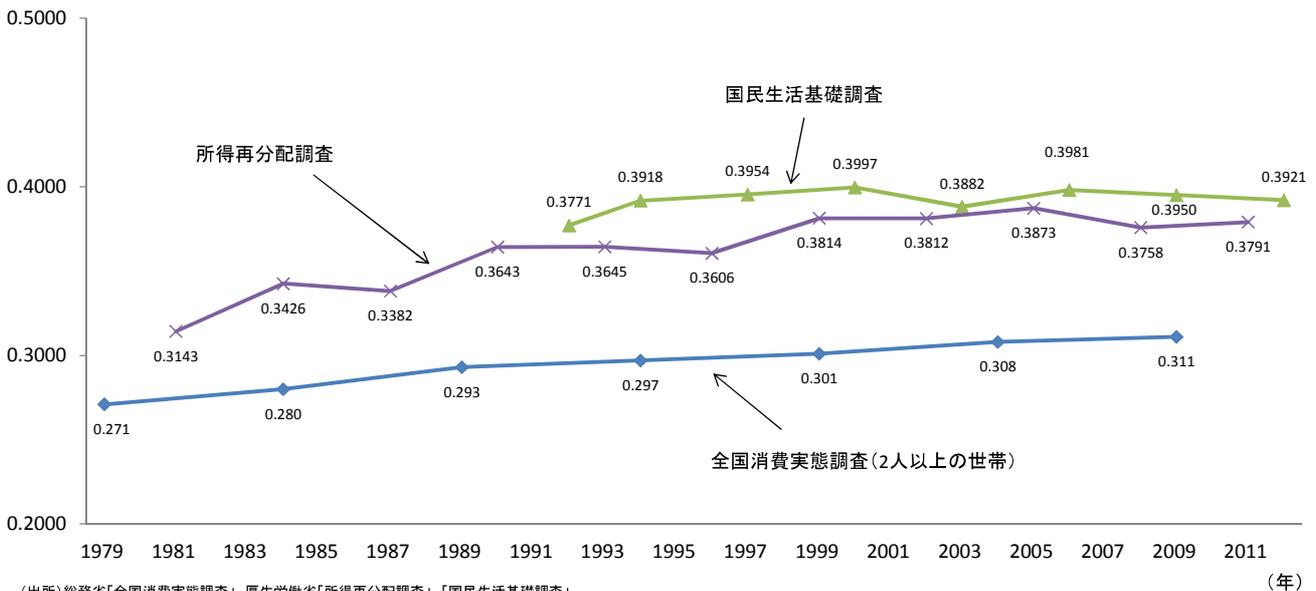
(出所) 総務省「全国消費実態調査」

(注1) ひとり親世帯は「父親又は母親と子供の世帯のうち、長子が中学生以下又は高校生・大学生・大学院生(1994年は中学生以下又は高校生・大学生)」。

(注2) 年間収入階級1000万円以上については割合が少ないことから省略している。

所得のジニ係数(所得再分配後)の推移

- 統計によってジニ係数の水準にはばらつきがあるものの、2000年前後以降、ジニ係数でみた所得格差はおおむね横ばい。



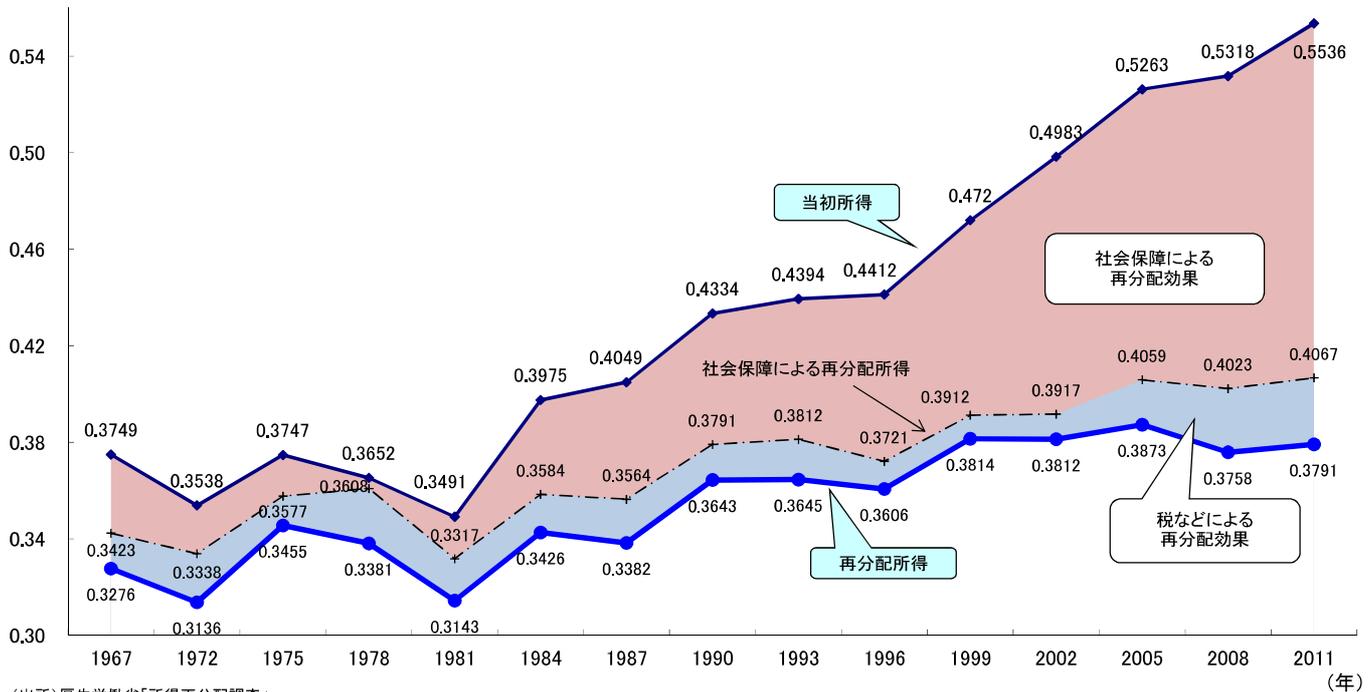
(出所) 総務省「全国消費実態調査」、厚生労働省「所得再分配調査」、「国民生活基礎調査」

(注1) 全国消費実態調査は、勤め先収入、営業収入、内職収入、公的年金・恩給、農林漁業収入などを含む。税金が除かれる前の所得。

(注2) 国民生活基礎調査は、各年次の1～12月の稼働所得(雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得)、公的年金・恩給、財産所得、雇用保険、その他の社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等、その他の所得の合計額をいう。税金が除かれる前の所得。

(注3) 所得再分配調査は当初所得(雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額)の合計額)から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付(現物給付を含む)を加えたものである。

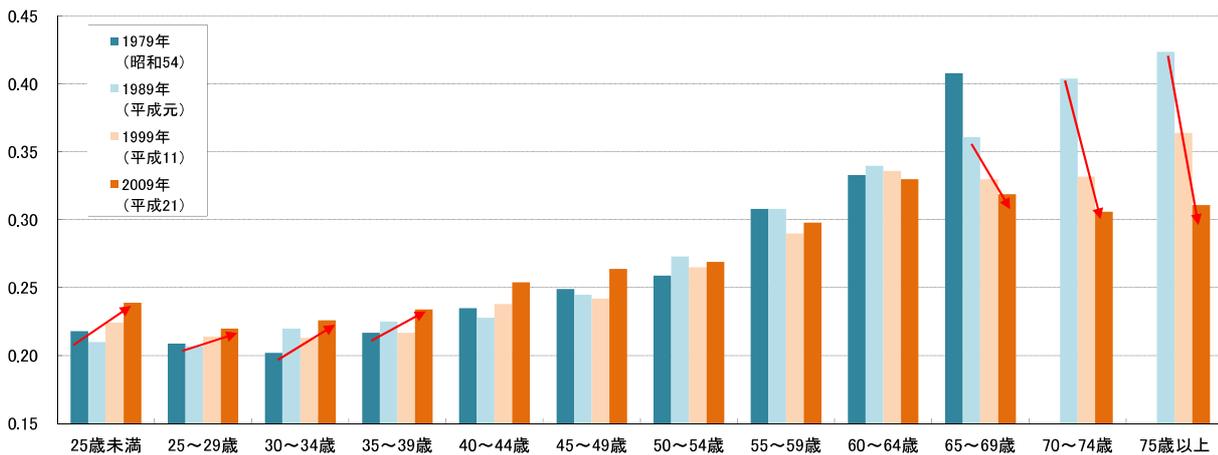
○ 2000年前後以降、当初所得のジニ係数は拡大傾向にある一方、再分配所得のジニ係数はおおむね横ばいとなっている。



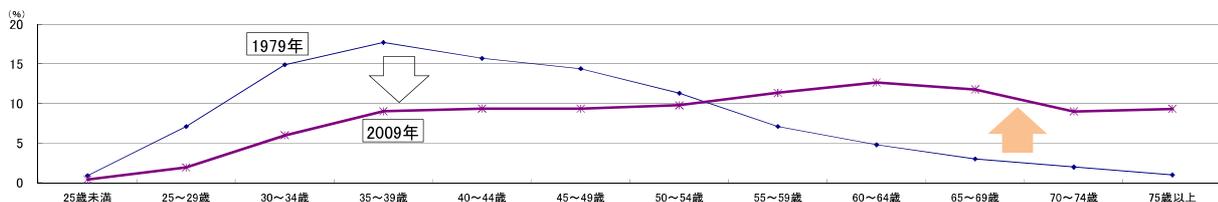
(出所)厚生労働省「所得再分配調査」
 (注1)「当初所得」は、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)の合計額であり、公的年金等社会保障給付金は含まれていない。
 (注2)「社会保障による再分配所得」は、2002年以前は当初所得に現物給付、社会保障給付金を加え、社会保険料をひいたものであり、2005年以降は当初所得に社会保障給付金を加え、社会保険料をひいたものである。
 (注3)「再分配所得」は、当初所得から税金・社会保険料を控除し、社会保障給付(現金・現物)を加えたものである。

年齢階級別 所得のジニ係数(所得再分配後)の推移

○ 年齢階級別にジニ係数のトレンドを見ると、若い世代において微増している一方、高齢世代においては、水準は高いものの低下傾向にある。



(参考)世帯主の年齢階級別世帯分布

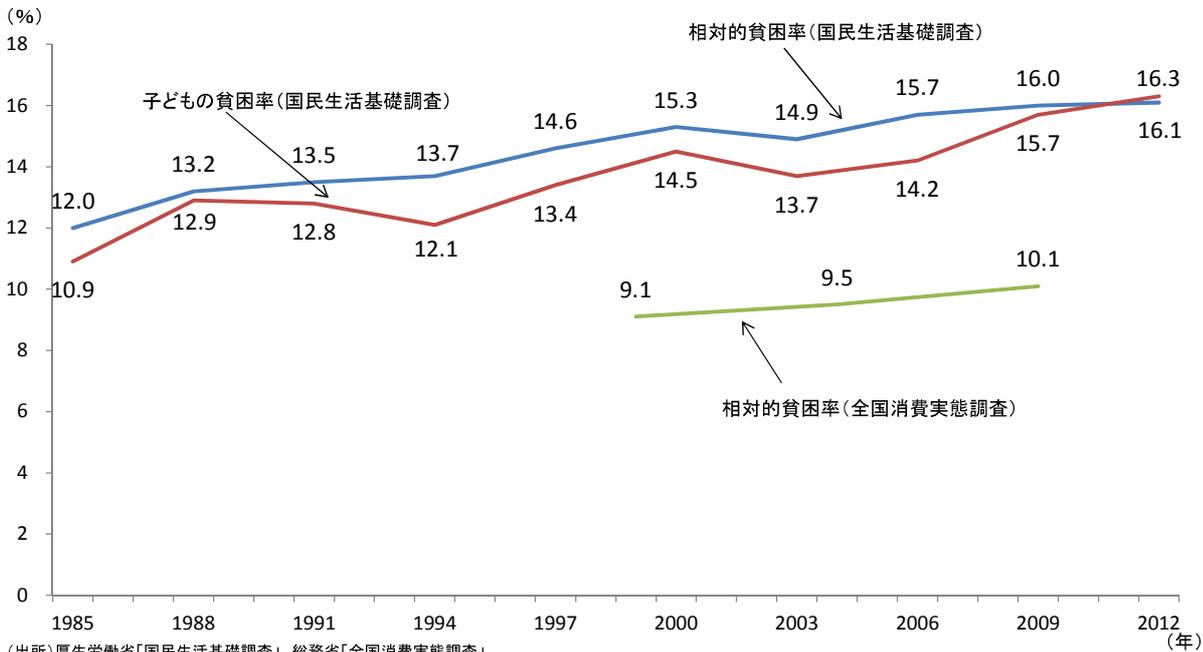


(出所)総務省「全国消費実態調査」
 (注)対象が「二人以上の一般世帯-全世帯」となっており、年間収入が少ないフリーターや高齢者の単身世帯が含まれていない。また、収入には、社会保障給付が含まれている。1979年は、「65歳以上」を1つの階級として集計している。なお、世帯分布のグラフにおいては、逐次減少していくものと仮定している。

相対的貧困率の推移

資料5-15

○ 相対的貧困率は長期的な傾向としてはおおむね緩やかに上昇している。



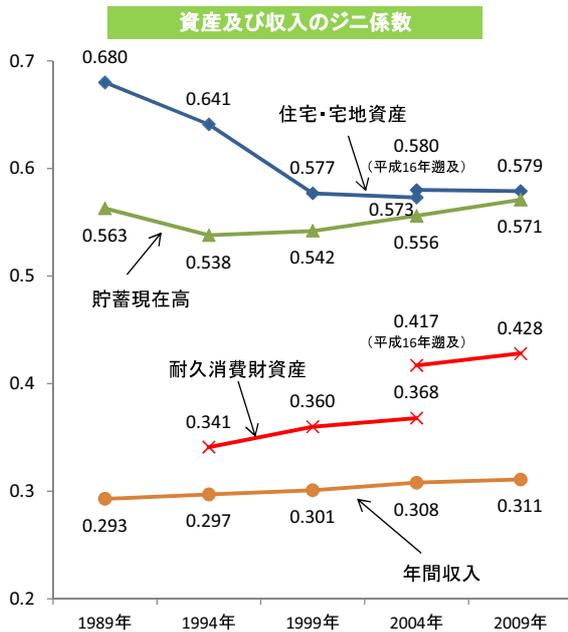
(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」

(注)「相対的貧困率」とは、貧困線に満たない世帯員の割合をいう。「貧困線」とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。「子どもの貧困率」とは、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。

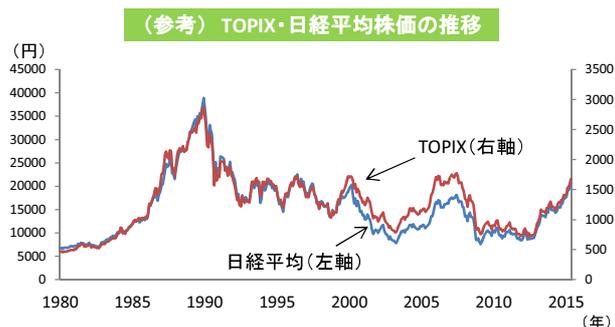
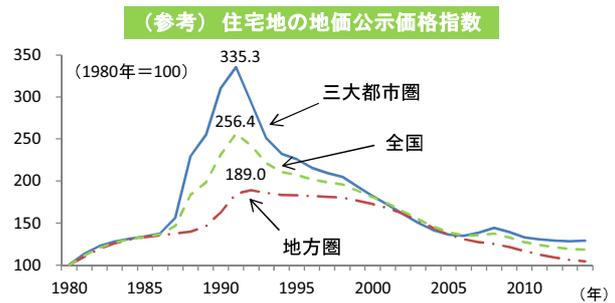
資産のジニ係数の推移

資料5-16

- 資産のジニ係数は、所得(収入)のジニ係数より高く、資産格差は所得格差より大きい。
- 住宅・宅地資産のジニ係数は1989年以降低下傾向にある。一方、貯蓄残高のジニ係数は漸増している。



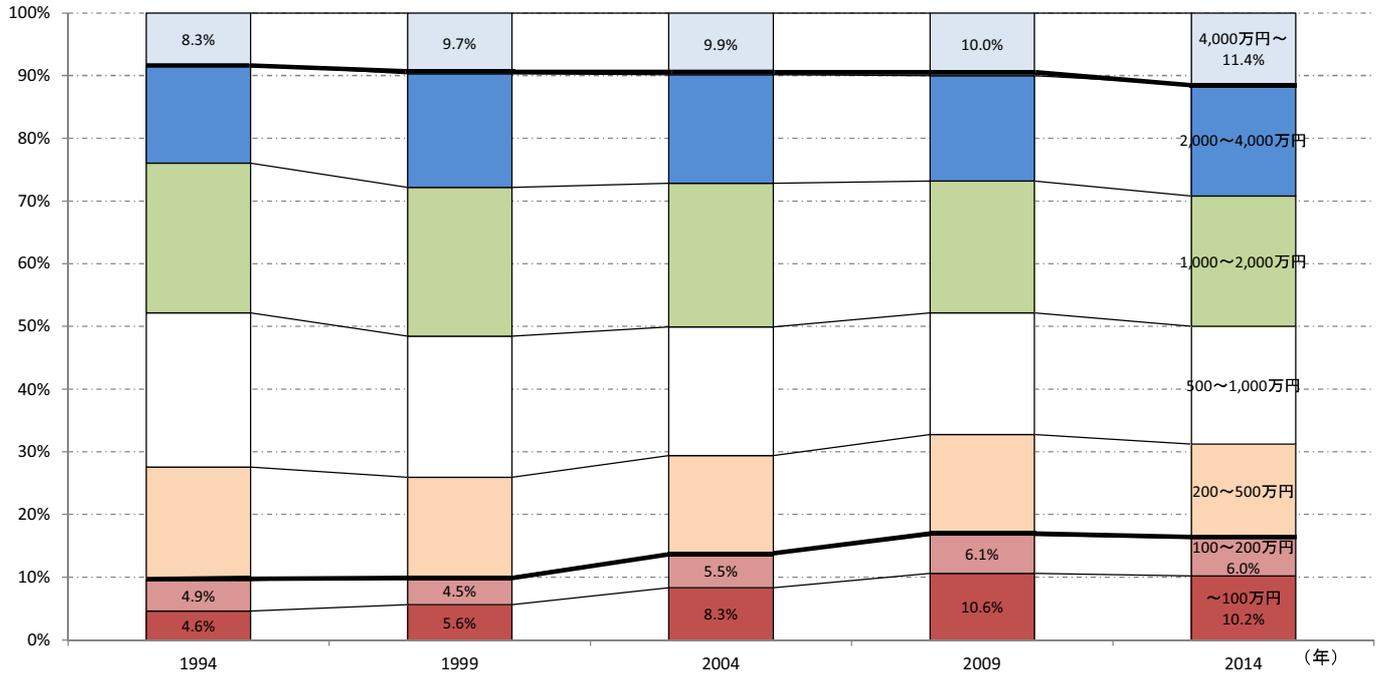
(出所)総務省「全国消費実態調査」(二人以上の一般世帯-全世帯)



(出所)国土交通省「公示地価」、Bloomberg

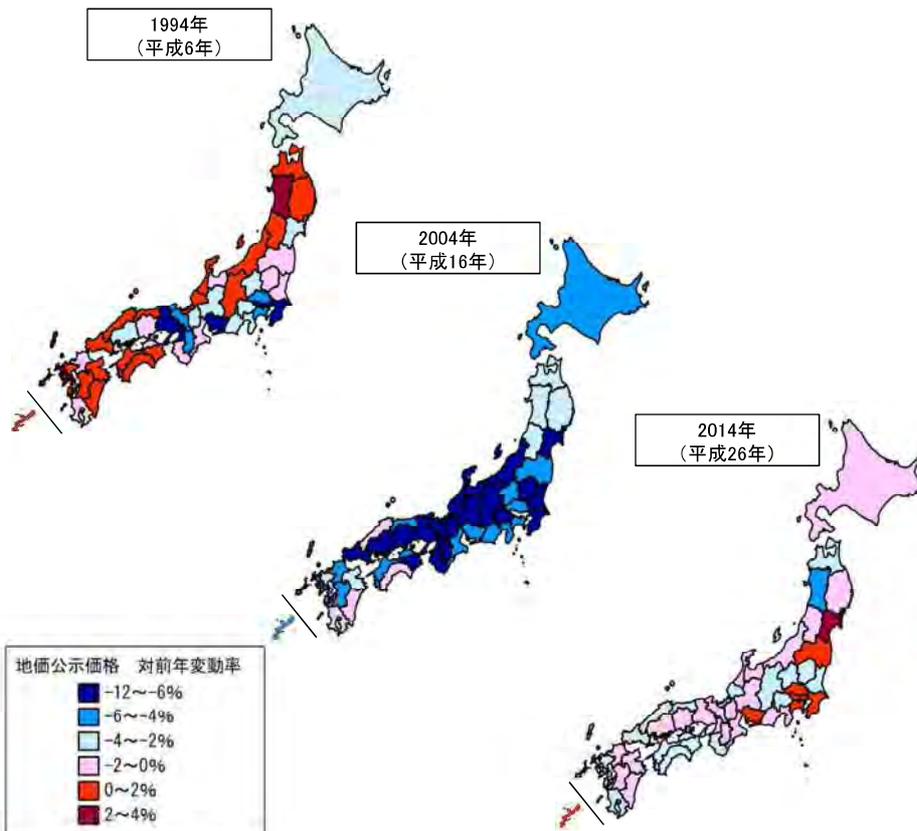
- 貯蓄現在高が200万円未満の世帯割合は、1994年以降、増加傾向(ただし、足下では減少)。
- また、4,000万円超の世帯割合も増加傾向にあり、ばらつきが拡大している。

(世帯構成割合)



(出所)1994年、1999年は総務省「貯蓄動向調査」、2004年、2009年、2014年は総務省「家計調査」
 (注1)「家計調査」は年平均値、「家計調査」の前身である「貯蓄動向調査」は年末値。
 (注2)貯蓄現在高階級は、「万円以上一万円未満」。

都道府県別 地価公示価格対前年変動率(住宅地)

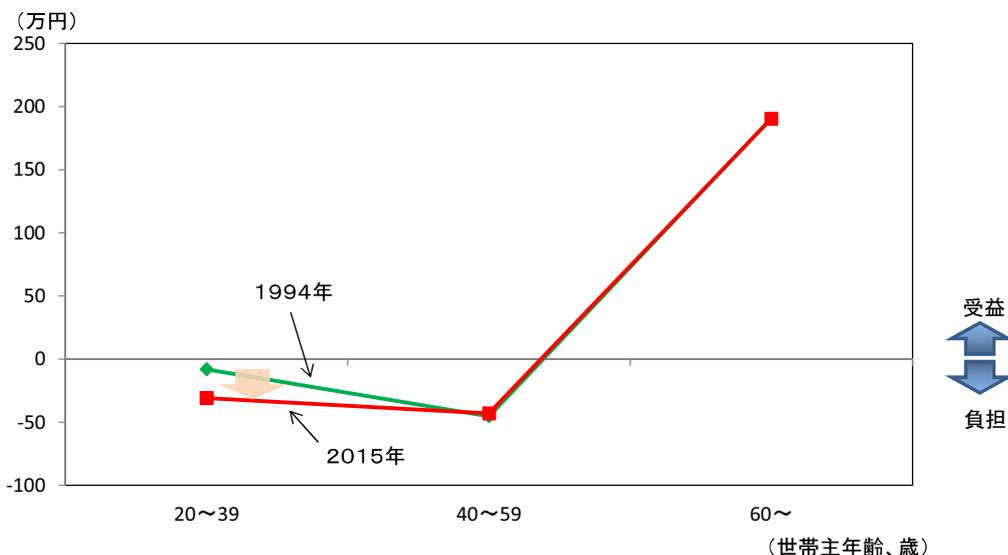


(単位:%)

	1994年	2004年	2014年
北海道	▲2.4	▲4.9	▲1.0
青森県	0.5	▲2.5	▲4.0
岩手県	1.3	▲2.8	▲0.9
宮城県	▲3.1	▲6.8	2.5
秋田県	2.2	▲3.7	▲4.7
山形県	0.8	▲3.8	▲1.9
福島県	▲0.2	▲5.5	1.2
茨城県	▲1.8	▲7.5	▲2.5
栃木県	▲1.6	▲6.8	▲2.5
群馬県	▲2.7	▲6.0	▲2.8
埼玉県	▲5.0	▲5.1	0.3
千葉県	▲7.9	▲7.0	0.0
東京都	▲11.4	▲3.1	1.4
神奈川県	▲5.7	▲5.0	0.6
新潟県	0.5	▲7.0	▲2.0
富山県	▲1.1	▲8.9	▲0.7
石川県	0.0	▲8.7	▲1.9
福井県	0.0	▲6.3	▲2.6
山梨県	▲2.3	▲9.5	▲2.7
長野県	0.9	▲7.1	▲2.3
岐阜県	▲3.4	▲7.5	▲1.4
静岡県	▲3.8	▲6.0	▲1.1
愛知県	▲6.1	▲4.8	1.1
三重県	▲1.7	▲5.4	▲1.7
滋賀県	▲3.8	▲6.5	▲0.3
京都府	▲5.5	▲8.2	▲0.8
大阪府	▲6.3	▲7.7	▲0.2
兵庫県	▲7.4	▲8.5	▲0.4
奈良県	▲4.7	▲8.8	▲0.5
和歌山県	▲1.9	▲6.2	▲3.5
鳥取県	1.7	▲4.9	▲3.7
島根県	0.6	▲0.9	▲2.7
岡山県	▲0.5	▲7.0	▲1.3
広島県	▲2.9	▲6.2	▲1.9
山口県	1.0	▲6.1	▲2.7
徳島県	1.9	▲6.8	▲3.2
香川県	▲1.3	▲5.2	▲3.4
愛媛県	0.0	▲4.9	▲2.4
高知県	0.1	▲1.5	▲3.0
福岡県	▲0.6	▲5.2	▲0.3
佐賀県	1.0	▲2.5	▲3.4
長崎県	2.1	▲5.6	▲2.0
熊本県	1.1	▲5.2	▲0.6
大分県	1.3	▲2.7	▲1.8
宮崎県	0.4	▲0.9	▲1.5
鹿児島県	▲0.1	▲1.5	▲3.1
沖縄県	0.5	▲6.0	0.1
全国	▲4.7	▲5.7	▲0.6

(出所)国土交通省公表資料

○ 過去約20年間にわたるネットの受益・負担額の変化をみると、子供数の減少による受益減もあって若年のネット負担が上昇。一方、高齢世代のネット受益は変化なし。



(出所)内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日経済財政諮問会議)
 (注1) 総収入は、給与収入のほか、年金収入、事業収入、不動産収入等を含む。年金等は、公的年金のほか、児童手当や生活保護を含む。
 (注2) 1994年に実施された総額5.5兆円規模の所得税・住民税の特別減税の影響を除いている。
 (注3) 国民年金保険および国民健康保険における低所得者等に対する軽減措置を織り込んでいないことに留意が必要。

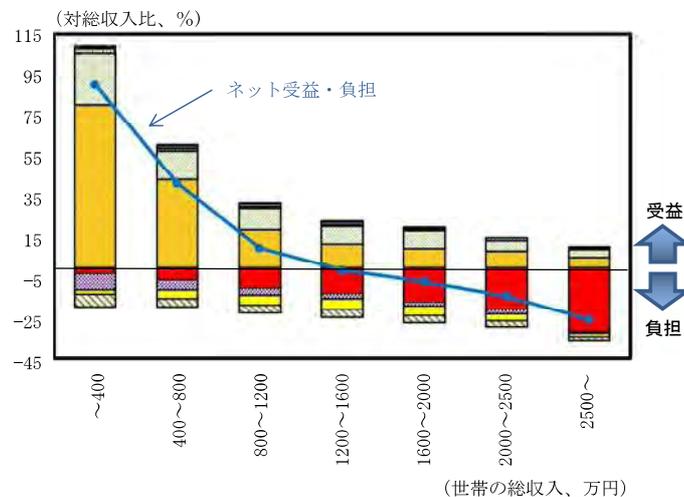
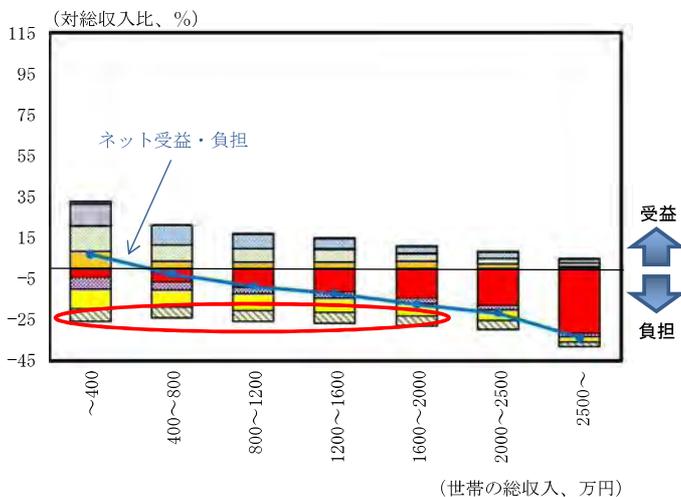
収入階層別にみた受益・負担構造

○ 現役世代の負担面を見ると、社会保険料等の負担により、総収入2,000万円以下の世帯においては、税・社会保険料全体の負担は総収入にかかわらず概ね同程度。受益面を見ると、低所得者層の受益が相対的に多い。高齢世代の負担面を見ると、年金保険料の負担が少なく、受益面を見ると、年金等の受益が多い。

○ ネット受益・負担を見ると、現役世代では、収入約400万円以下の世帯で、若干のネット受益超。高齢世代では、収入約1,200万円以下の世帯で、ネット受益超。

総収入金額別の受益・負担(現役世代:20~59歳、2015年)

総収入金額別の受益・負担(高齢世代:60歳~, 2015年)



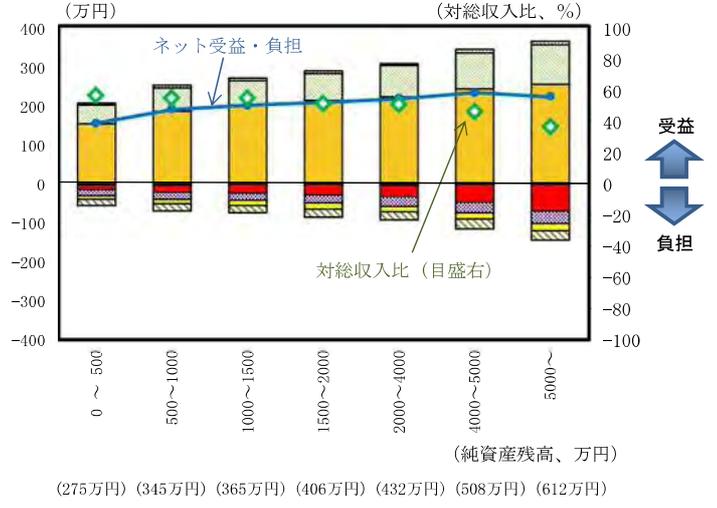
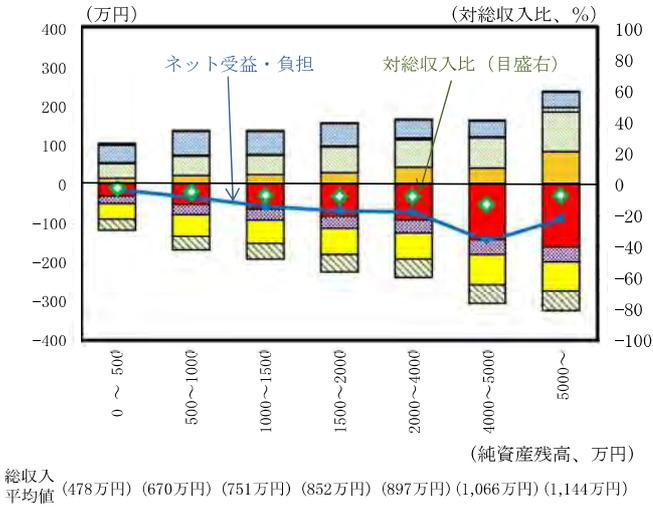
■ 年金等	■ 医療サービス	■ 介護サービス	■ 教育サービス	■ 保育サービス
■ 所得税・住民税	■ 消費税	■ 年金保険料	■ 健保保険料	

(出所)内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日経済財政諮問会議)
 (注1) 総収入は、給与収入のほか、年金収入、事業収入、不動産収入等を含む。年金等は、公的年金のほか、児童手当や生活保護を含む。
 (注2) 国民年金保険および国民健康保険における低所得者等に対する軽減措置を織り込んでいないことに留意が必要。

- 金融資産保有残高別にみると、現役世代ではネット負担超。
- 他方、高齢世代ではネット受益超で、資産残高が高い方が年金等の受益が大きく、ネット受益超が大きい傾向。

金融資産残高別の受益と負担（現役世代：20～59歳、2015年）

金融資産残高別の受益と負担（高齢世代：60歳～、2015年）



■年金等	□医療サービス	□介護サービス	□教育サービス	■保育サービス
■所得税・住民税	■消費税	■年金保険料	□健保保険料	◆ネット受益（総収入比）

(出所)内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日経済財政諮問会議)
 (注1)総収入は、給与収入のほか、年金収入、事業収入、不動産収入等を含む。年金等は、公的年金のほか、児童手当や生活保護を含む。
 (注2)国民年金保険および国民健康保険における低所得者等に対する軽減措置を織り込んでいないことに留意が必要。
 (注3)保有資産は、金融資産(貯蓄)から借入金等(住宅ローンを除く)を控除したネットベース。